

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会
【平成20年度報告書 骨子（案）】
（市町村における総合的な危機管理体制の整備）

報告書の特徴

1. 基本的な考え方

- （1）調査検討の背景及び目的
- （2）調査検討の対象とする事案の範囲及び事項
- （3）市町村行政における危機管理のあり方

2. 危機管理事案発生時における対応のあり方

- （1）情報の覚知から体制の確立
- （2）応急対応
- （3）関係機関との連携
- （4）地域住民との連携・支援
- （5）報道対応

3. 平時における対応のあり方—(1)市町村内部における対応—

- （1）危機管理指針、危機管理マニュアル等の作成
- （2）危機管理体制の点検・評価・見直し
- （3）24時間即応体制の整備
- （4）人材育成（研修、訓練の実施 等）
- （5）危機管理担当部署以外の職員の危機管理意識醸成

4. 平時における対応のあり方—(2)市町村と関係機関との連携—

- （1）都道府県
- （2）周辺市町村（広域的対応）
- （3）消防機関
- （4）医療機関、危機対応機関等
- （5）公共的機関、公益的法人
- （6）専門家

5. 平時における対応のあり方—(3)市町村と地域住民との連携・支援—

- （1）コミュニティ団体（自治会等）との連携
- （2）地域住民とのネットワークの形成
- （3）地域住民の危機管理意識の醸成

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会
平成 20 年度報告書（市町村における総合的な危機管理体制の整備）
【 概 要 】（案）

本報告書の特徴

1. 市町村危機管理体制の特徴

本報告書をまとめるにあたっては、市町村が危機管理事案に対応するには、必ずしも危機管理担当部署を作ってその部署が単独で対応するのではなく、小規模団体においては全庁的に対応することが必要であるとの認識の下議論を行った。

2. 全団体共通のガイドライン

市町村は大規模な指定都市と小規模町村等で事情が大きく異なると考えられるが、本報告書はどの規模の団体においても共通で利用できるガイドラインとなるように検討を行った。

3. 危機管理事案発生時の行動指針

本報告書は、危機管理事案が発生した時に市町村がすべきことを項目立てて明示している。また、具体的な対応をポイントとしてまとめた。

第 1 章 基本的な考え方

（１）調査検討の背景及び目的

自然災害・異常気象の頻発・大規模化、又は新たに生じた危機管理事案にかんがみ、各地方公共団体において総合的な危機管理体制をより一層充実・強化することが喫緊の課題になっている現状を踏まえ、地方公共団体、特に市町村における総合的な危機管理体制の充実・強化を図ることを目的とする。

（２）調査検討の対象とする事案の範囲及び事項

当該市町村において発生する、住民の生命、身体又は財産に、直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案であり、当該地方公共団体が全庁的又は部局横断的に事態への対応に取り組むべき事案を議論の対象とする。市町村行政の現場においては、危機管理と通常の業務管理が混同する場合があるが、危機管理とは、全庁的又は部局横断的な取り組みを行う必要があるような事案への対応を指すものであり、個別の部署で対応すべきものは対象外であることに注意が必要である。

（３）市町村行政における危機管理のあり方

市町村における危機管理は、都道府県の場合と異なり、規模によっては必ずしも市町村自身で一義的に危機管理事案に対応するのではなく、都道府県や消防等の関係機関と連携し、任せられるところは任せるという形での対応が求められる。

政令指定都市等大規模市においては、大規模な危機管理事案においても、広い範囲での対応が可能と考えられる一方、町村等小規模市町村においては、大規模な危機管理事案が発生した際に、住民対応など優先的に対応すべき事項と、他機関との連携の中で対応すべき事項とを事前に整理することが望まれる。

第２章 危機管理事案発生時における対応のあり方

（１）情報の覚知から体制の確立

- ・ 情報の入手・収集経路の確保
- ・ 情報を収集・整理し危機の概要・被害状況を把握する。首長・幹部への迅速な報告及び職員の緊急参集
- ・ 各時点での責任者の明確化
- ・ 本庁における対策本部の設置
- ・ 現地において対応等を行う現地対策本部、関係機関等が調整を行う現地調整所の設置

（２）応急対応

- ・ 防災同報無線、災害情報メール等を使った住民への危機発生情報、避難情報等の伝達
- ・ 避難所の設置、避難住民への物資の提供等
- ・ 避難者情報等の収集及び避難者への情報提供
- ・ 救出・救助、応急手当、医療機関への搬送等、必要に応じて市町村職員が現場での応急対応に当たる。
- ・ 危機発生個所からの避難誘導
- ・ 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止等

（３）関係機関との連携

①都道府県との連携・役割分担

- ・ 都道府県へ情報伝達、対応状況の報告をし、都道府県から情報を収集
- ・ 危機対応にかかる助言の依頼・専門家の派遣の要請
- ・ 現場での協力体制の構築
- ・ 周辺市町村等との調整の依頼

②周辺市町村との連携・応援体制

- ・ 周辺市町村からの情報収集・状況把握
- ・ 周辺市町村への相互応援の要請・より重度の被災市町村への応援

③消防機関との連携

- ・消防機関への情報伝達・消防機関からの情報収集
- ・現場での協力体制
- ・都道府県を通じた緊急消防援助隊の出動要請

④医療機関、危機管理対応機関（自衛隊、警察、海上保安本部、保健所等）との連携

- ・利用可能な医療施設の把握
- ・傷病者への対応の助言依頼
- ・自衛隊の災害出動等の要請
- ・警察からのテロ・事件・事故に関する情報の収集

（４）地域住民との連携・支援

- ・ホームページ、メール、避難所での掲示等による住民への情報伝達
- ・自治会等と協力した災害時要援護者への対応
- ・住民向け説明会の実施
- ・自治会等を通じた情報提供
- ・マスコミを通じた情報提供

（５）報道対応

- ・収集した情報を一元化する
- ・記者会見・報道発表の時間・場所を確保し発表、公表する情報の調整、資料の作成をして記者会見・報道発表を実施。
- ・報道機関からの問い合わせへの対応窓口の一本化
- ・報道機関の過剰な現地取材の抑制等の必要があれば、申し入れをする。
- ・報道された内容を把握し、誤りがあれば訂正をする。
- ・報道発表等について都道府県と協力・調整を行う。
- ・報道対応における首長の役割を明確化。

（１）危機管理指針、危機管理マニュアル等の作成

- ・ 多様な危機管理事案を包括的に対象とした危機管理指針の作成
- ・ 事案ごとの体制設置基準、情報伝達ルール等のマニュアルの作成
- ・ 部局ごとの危機管理マニュアルの作成
- ・ 職員等の緊急連絡網の整備

（２）危機管理体制の点検・評価・見直し

- ・ 定期的な危機管理体制の点検・評価体制の構築
- ・ 点検すべき項目、各項目の判断基準の設定
- ・ 外部の専門家、団体等による点検・評価
- ・ 消防の現場からの情報のフィードバック
- ・ 避難勧告等の基準の明確化

（３）24 時間即応体制の整備

- ・ 消防機関と協力した 24 時間対応可能な体制の整備
- ・ 首長等幹部への連絡手段の確保
- ・ 緊急参集基準をあらかじめ設定

（４）人材育成（研修、訓練の実施 等）

- ・ 首長等幹部職員を対象とした研修・訓練の充実
- ・ 危機管理担当職員を対象とした研修・訓練の充実
- ・ 長期的な視点での人事ローテーションによる人材育成
- ・ 県、消防、警察、自衛隊等関係機関との人事交流
- ・ 専門的な知識を有する人材の効率的な配置
- ・ メディア・トレーニングの実施
- ・ 防災訓練の実施

（５）危機管理担当部署以外の職員の危機管理意識醸成

- ・ 効果的な人事ローテーションによる全庁的な危機管理意識の醸成
- ・ 一般職員に対する研修による危機管理意識の醸成
- ・ 全庁的な訓練による危機管理意識の醸成

（１）都道府県

- ・ 危機管理事案発生時の緊急連絡窓口の把握
- ・ 定期的な情報交換・意見交換
- ・ 研修、訓練等の共同実施
- ・ 経常的な人事交流
- ・ 危機管理事案発生時の役割分担の明確化

（２）周辺市町村（広域的対応）

- ・ 危機管理事案発生時の緊急連絡窓口の把握
- ・ 定期的な情報交換・意見交換
- ・ 研修、訓練等の共同実施
- ・ 経常的な人事交流
- ・ 危機管理事案への広域的な対応についての事前協議、協定の締結

（３）消防機関

- ・ 危機管理事案発生時の緊急連絡窓口の把握
- ・ 定期的な情報交換・意見交換
- ・ 研修、訓練等の共同実施
- ・ 経常的な人事交流
- ・ 危機管理事案発生時の役割分担の明確化
- ・ ＯＢ職員の採用等の人事交流

（４）医療機関、危機対応機関等

- ・ 危機管理事案発生時の緊急連絡窓口の把握
- ・ 定期的な情報交換・意見交換
- ・ 研修、訓練等の共同実施
- ・ ＯＢ職員の採用等の人事交流

（５）公共的機関、公益的法人

- ・ 危機管理事案発生時の緊急連絡窓口の把握
- ・ ライフライン関係事業者の危機管理事案発生時の対応についての事前協議、協定の締結
- ・ 定期的な情報交換・意見交換
- ・ 研修、訓練等の共同実施

（６）専門家

- ・ 危機管理事案発生時に助言等を得られるよう、平常時からの専門家とのネットワークを形成しておく。
- ・ 都道府県と情報共有し、専門家の紹介を受けるなどの連携をする。

（１）地域コミュニティ（自治会等）との連携

- ・ 自治会・自主防災組織等との継続的な意見交換
- ・ 自治会・自主防災組織等と共同での防災訓練の実施

（２）地域住民とのネットワークの形成

- ・ 自治会、民生委員等を通じた災害時要援護者の把握
- ・ 災害時要援護者の減災対策等
- ・ 自主防災組織の育成

（３）地域住民の危機管理意識の醸成

- ・ 住民への情報提供体制の確認
- ・ 住民参加の防災訓練の実施
- ・ 継続的なリスクコミュニケーションの実施

市町村の危機管理事案対応ポイント（案）

[危機管理事案発生時の対応]

①内部の情報伝達と責任者の確認

発生を覚知したのち、事前に設定した緊急参集基準にしたがい速やかに首長・幹部に報告し、事案によっては一般職員の速やかな参集を実施する。首長・幹部が参集不可能な場合も考えられるが、その時参集できた中で責任者を明確にし、速やかに応急対応等にあたることが求められる。

②避難所の設置と住民への避難情報の伝達

住民の避難が必要な場合は、速やかな避難所の設置とともに、避難情報を住民に伝達する手段が重要となり、防災行政無線や、自治会等との連携が考えられる。

③消防機関と連携した現場対応

市町村と消防機関では、所持する情報や能力等が異なるため、役割分担を明確にすることでより有効な連携が可能となると考えられる。

④市町村対策本部の設置

幹部・職員の参集後は、速やかに対策本部の設置が求められるが、参集状況に応じて責任体制を明確にすること等が重要となる

⑤関係機関との連絡調整

関係機関との連絡調整については、窓口の明確化など組織面での対応と、消防の職員が危機管理担当部署に常駐して連絡調整に当たるなど、配置面での対応も考えられる。

⑥住民への情報提供

危機管理事案発生時は、積極的に情報を求めてくるマスコミへの情報提供が先行してしまう例もあるが、まず住民へ情報を提供しなければならないため、提供内容や提供手法など注意が必要となる。

⑦都道府県と連携したマスコミへの情報提供

マスコミへの対応については、情報提供窓口の一元化や、取材に関する申し入れ等の対応が求められる。小規模団体においては、マスコミ対応を県に一元化するという手法も考えられる。

[平時からの対応]

①危機管理事案に包括的に対応する危機管理指針の作成

危機管理事案発生時に速やかに危機管理体制を整え、事案に対応するには、危機についての定義や、責任体制を明確にした指針が必要となる。これは必ずしも完璧な指針である必要はなく、最低限必要な事項を定めることが重要となる。

②緊急参集基準の設定

危機管理事案を覚知した職員が、必要な場合に速やかに職員の緊急参集に取りかけられるよう、あらかじめ基準を具体的に定めておく必要がある。

③幹部・職員への緊急連絡網の整備

緊急参集の連絡などをとる連絡網の整備は不可欠であるが、同時に連絡のツールや電話が通じない場合の代替手段の定めや、連絡網を職員が携行できるような工夫が求められる。

④消防機関と連携した 24 時間体制の整備

小規模団体においては、庁内で 24 時間体制を整備することは難しいと考えられるので、消防本部との連携により、夜間の事案発生にも対応できる体制を整備すること等が求められる。

⑤関係機関の連絡窓口の把握

危機管理事案発生時に適切な連絡調整を行うために、関係機関の連絡先を事前に把握しておくとともに、伝達しなければならない情報の内容についても整理しておく必要がある。

⑥関係機関との役割分担の明確化

自然災害の現場などでは、市町村への連絡と消防等への通報が重複すること等が考えられ、消防その他関係機関と協力して効率的に事案に対応するには、あらかじめ役割分担について話し合うことが求められる。

⑦自治会、民生委員等を通じた災害時要援護者への対策

災害時要援護者の把握については、個人情報との関係も考慮する必要があるが、自治会や民生委員、自主防災組織、市町村の福祉部局等と調整して情報を収集・共有し、避難や減災のための対策をとることが求められる。

⑧市町村職員を対象とした訓練の実施

危機管理事案発生時の対応能力や危機管理意識の醸成のために訓練を実施することは有効であるが、危機管理担当課以外の職員が主体的に参加できる内容にするための工夫が必要となる。